

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会

第1回常任委員会



行こう。それぞれの頂へ。



長野県 PR キャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

日時 令和7年1月28日（火） 午前11時

会場 佐久市役所議会棟2階 全員協議会室

**第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 第 1 回常任委員会 次第**

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 事

- ・第 1 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市開催推進総合計画（案）（P 2）
- ・第 2 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 専門委員会規程（案）（P 6）

4 報告事項 視察報告 （別紙）

5 その他

6 閉 会

◆参考資料

参考資料 1 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 組織図 （P 8）

参考資料 2 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 会則（P 9）

参考資料 3 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市開催基本方針（P 13）

参考資料 4 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 総会から常任委員会への委任事項（P 14）

参考資料 5 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 常任委員会名簿（P 15）

◆別紙 視察報告書

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
佐久市開催推進総合計画（案）

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会の成功に向け、佐久市民の総力を結集して本市の魅力を全国に発信するとともに、本市の目指す将来都市像である「快適健康都市 佐久」の実現につながる大会を目指し、佐久市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

（1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、大会を一過性のスポーツイベントとせず、スポーツの力を生かし地域が活力に満ちた姿となるよう、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（2）財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適正で効率的な財務の運営を図る。

（3）広報

大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効率的な広報活動を積極的に展開するとともに、歴史、文化、自然、食など佐久の多彩な魅力を全国に発信する。

（4）市民協働

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、積極的に参加する機運を高め、市民総参加のもと、一丸となって大会を盛り上げていく。

（5）観光・おもてなし

選手、監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かくお迎えするとともに、本市の多彩な魅力に触れていただき、また訪れたいと思っていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

（6）競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、現有のものを活用するなど効率的に整備をする。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分協議し、選手の負担にならないよう、簡素化、効率化等を図る中で、創意工夫を凝らした温かみのある式典の運営に努める。

(8) 施設

国民スポーツ大会競技施設基準に基づき、既存施設の有効活用に努めながら、必要な施設の整備を、大会終了後の施設利用も視野に入れながら、必要に応じて行う。

(9) 宿泊

選手、監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、地域経済の活性化につながるため、宿泊施設その他関係機関との緊密な連携により、安全で快適な宿泊の確保を図る。

(10) 医事・衛生

大会に携わる方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、医事・衛生体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送、交通体制の確立を図る。

(12) 警備・消防

競技会場その他大会関係施設における治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、警察、消防その他関係機関と緊密に連携し、警備、消防防災体制の確立を図る。

2 年次計画

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会佐久市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）

年 度	令和 6 年度 (2024年度) (4 年前)	令和 7 年度 (2025年度) (3 年前)	令和 8 年度 (2026年度) (2 年前)	令和 9 年度 (2027年度) (1 年前)	令和10年度 (2028年度) (開催年)
主要行事		会場地総合視察 (日スポ協・文科省) 開催・会期決定		国スポリハーサル大会 開催	障スポリハーサル大会 開催
準備組織	準備委員会設立総会・ 第 1 回総会開催 常任委員会開催	第 2 回準備委員会開催 第 1 回実行委員会総会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催	第 2 回実行委員会総会開催	第 3 回実行委員会総会開催	第 4 回実行委員会総会開催
総務企画関係	総務企画	開催準備総合計画策定 進行管理			
			識別用品整備要項策定	リハーサル大会 識別用品整備	本大会 識別用品整備
			遺失物・拾得物 取扱要項策定	リハーサル大会 遺失物・拾得物取扱	本大会 遺失物・拾得物取扱
			保険加入要項策定	リハーサル大会 保険加入	本大会 保険加入
			大会運営ガイドライン策定	リハーサル大会 実施本部マニュアル	本大会 実施本部マニュアル
	財務		本大会 開催経費積算	本大会 予算編成	本大会 予算執行・決算書作成
		リハーサル大会 開催経費積算	リハーサル大会 予算編成	リハーサル大会 予算執行・決算書作成	
		協賛取扱要項策定	協賛の推進		
	広報	広報推進	広報基本計画策定 広報啓発活動推進		
			大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針	大会報告書作成
	市民協働	市民協働基本計画策定	市民協働推進		
			ボランティア募集要項策定 リハーサル大会 ボランティア業務計画策定	本大会ボランティア 業務計画策定 ボランティア募集・研修 リハーサル大会 ボランティア配置	本大会 ボランティア配置
			炬火イベント実施計画策定	炬火イベント実施要項策定	炬火イベント実施
	観光・ おもてなし	観光・おもてなし 基本計画策定	観光・おもてなし 実施要項策定	ガイドブック等 作成・配布	
			案内所・休憩所設置要項策定	リハーサル大会 案内所・休憩所設置	本大会 案内所・休憩所設置
			売店設置要項策定	リハーサル大会 売店設置	本大会 売店設置
			歓迎装飾実施要項策定	リハーサル大会 歓迎装飾	本大会 歓迎装飾

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 開催

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）

年 度		令和 6 年度 (2024年度) (4 年前)	令和 7 年度 (2025年度) (3 年前)	令和 8 年度 (2026年度) (2 年前)	令和 9 年度 (2027年度) (1 年前)	令和 10 年度 (2028年度) (開催年)
競技式典関係	競技		競技運営基本計画策定	競技別実施計画策定	競技別実施要項策定	競技別プログラム作成
				競技日程・組合せ表作成		組合せ抽選会
				競技用具整備計画策定・整備	競技用具整備	
				競技役員等編成案策定	競技役員等編成決定	競技役員等委嘱
				競技会係員・補助員編成計画策定	競技会係員・補助員編成・養成	競技会係員・補助員委嘱
				リハーサル大会実施要項策定	国スポリハーサル大会開催	
				公開競技スポーツ実施要項検討	公開競技スポーツ実施要項策定	公開競技スポーツ開催
				デモンストレーションスポーツ実施要項検討	デモンストレーションスポーツ実施要項策定	デモンストレーションスポーツ開催
	式典		式典基本計画策定		式典実施要項策定	各競技会 開始式・表彰式実施
	施設		施設整備基本計画策定	リハーサル大会 会場設営仕様書作成	リハーサル大会 会場設営 本大会 会場設営仕様書作成	本大会 会場設営
宿泊衛生関係	宿泊		宿泊基本計画策定	リハーサル大会 宿泊実施要項策定	本大会 宿泊実施要項策定	本大会 宿泊本部設置
				弁当調達要項策定	リハーサル大会 弁当調達実施	本大会 弁当調達実施
	医事・衛生		医事衛生基本計画策定	医療救護要項・要領策定	本大会 救護所設置計画策定	本大会 救護所設置
				リハーサル大会 救護所設置計画策定	リハーサル大会 救護所設置	
				感染症(防疫)対策 要項・要領策定		本大会 医療衛生本部設置
				食品衛生対策 要項・要領策定		
				環境衛生対策 要項・要領策定		
	輸送・交通		輸送交通基本計画策定	輸送交通実施要項策定	本大会 輸送計画策定	本大会 輸送本部設置
				リハーサル大会 輸送計画策定	リハーサル大会 輸送実施	
輸送交通関係	警備・消防		警備消防防災基本計画策定	警備消防防災実施要項策定	本大会 警備消防防災計画策定	本大会 警備消防本部設置
				リハーサル大会 警備消防防災計画策定	リハーサル大会 警備消防本部設置	

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 開催

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会佐久市準備委員会会則（令和6年8月27日施行）第13条第3項の規定に基づき、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会佐久市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称等）

第2条 専門委員会の名称並びに第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会佐久市準備委員会常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に、次に掲げる役員を置く。

- （1）委員長 1名
- （2）副委員長 若干名

（役員を選任）

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会佐久市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を置き、委任事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員（以下「部会委員」という。）は、会長が委嘱する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

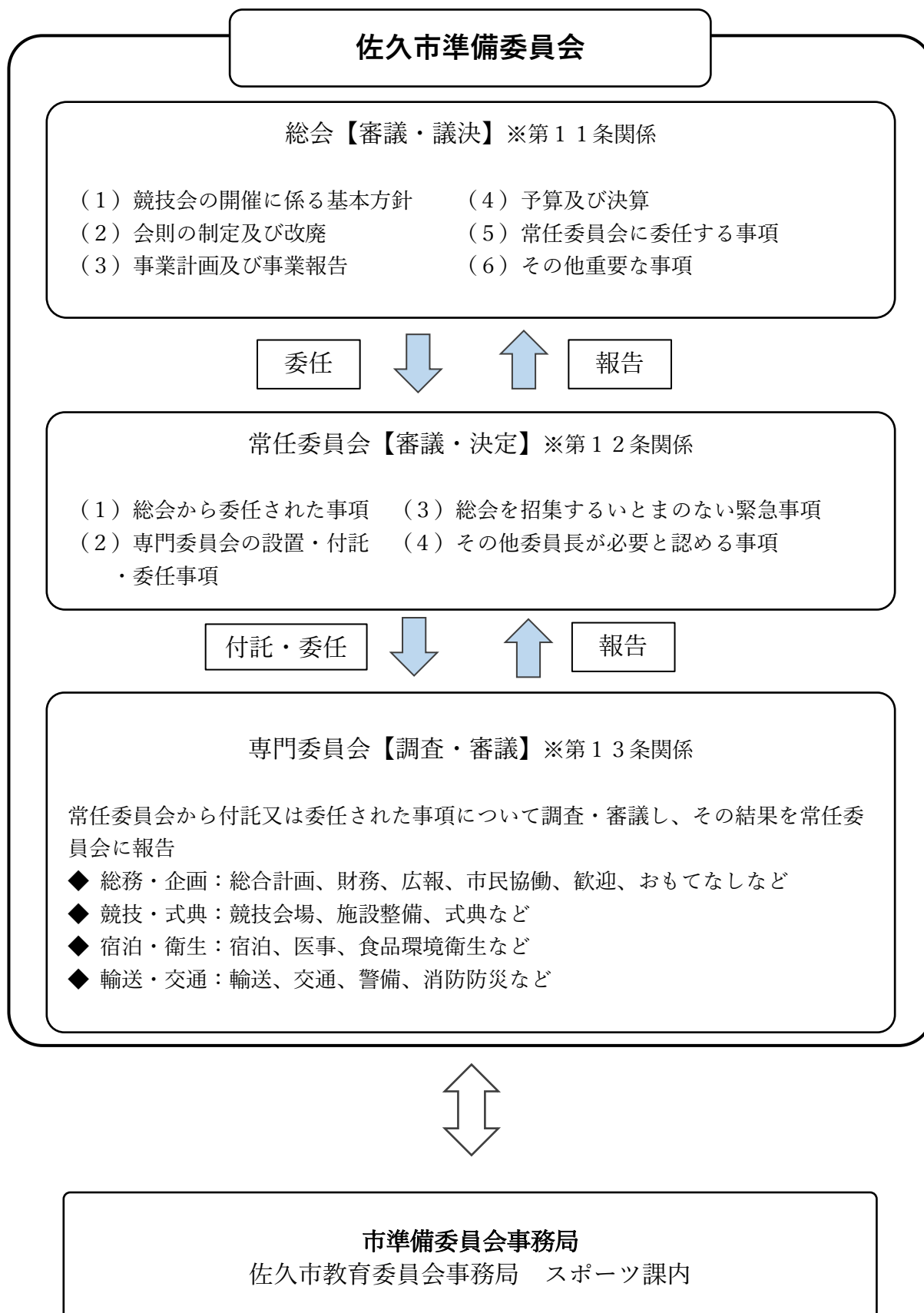
附 則

この規程は、令和7年1月28日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 観光及びおもてなしに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記の付託事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記の付託事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記の付託事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記の付託事項のうち、事業の実施に関すること。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 組織図



第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会佐久市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会において、佐久市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 佐久市を代表する者
- (2) 佐久市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 準備委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 10 名以内
- (3) 常任委員 40 名以内
- (4) 監事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、佐久市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。
ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - （1） 総会から委任された事項に関すること。
 - （2） 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - （3） 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - （4） その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、佐久市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和6年8月27日から施行する。

(経過措置)

2 準備委員会の設立当初の会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和7年3月31日までとする。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 佐久市開催基本方針

1 基本方針

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会の開催により、国内トップレベルのアスリートの魅力に触れることは、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツを通じた市民の健康増進や生きがいづくりに寄与し、本市の目指す将来都市像である「快適健康都市 佐久」を実現するため極めて重要な機会となります。

また、大会の開催を佐久市の魅力を全国に発信する絶好の機会として捉え、市民一丸となった取り組みにより連帯感を高め、地域活性化や共に支え合う社会の実現に寄与する大会を目指します。

2 実施目標

(1) 競技スポーツの推進につながる大会

トップアスリートのプレーに触れ、競技スポーツへの関心を高めることにより、競技人口の増加、競技力の向上をはじめ、指導者や次世代の育成など将来にわたる競技スポーツの推進につながる大会を目指します。

(2) 生涯にわたりスポーツに親しむ環境をつくる大会

大会を通じて、市民のスポーツや生きがいづくりに対する意欲や関心を高め、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しみ、心身の健康づくりのための生涯スポーツに触れる環境をつくる大会を目指します。

(3) 佐久市の魅力を発信する大会

本市の持つ歴史、文化、自然、食などを生かし、市民の心をひとつにしたおもてなしでお迎えすることで、本市の魅力を全国に発信し地域の活性化につながる大会を目指します。

(4) 共に支え合う社会づくりに貢献する大会

市民が「する」、「みる」、「ささえる」といった、それぞれの立場で大会に関わることにより、関係者が様々な関わり持ち、結びつきを強め、誰もが互いに尊重し支え合う社会づくりに貢献する大会を目指します。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 総会から常任委員会への委任事項

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会佐久市準備委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
- 2 競技会場、競技運営及び式典に関すること。
- 3 宿泊、医事及び衛生に関すること。
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 5 広報及び市民運動に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会

佐久市準備委員会 常任委員会名簿

【委員長 1 名】

(順不同・敬称略)

No.	選出区分	所属機関・団体名等	役 職	氏 名
1	市関係	佐久市	市長	柳田 清二

【副委員長 4 名】

No.	選出区分	所属機関・団体名等	役 職	氏 名
2	市議会関係	佐久市議会	議長	江本 信彦
3	スポーツ・ 競技関係	特定非営利活動法人佐久市スポーツ協会	会長	伊坂 倉一
4	市関係	佐久市	副市長	畠山 啓二
5	市教育委員会 関係	佐久市教育委員会	教育長	吉岡 道明

【常任委員 31 名】

No.	選出区分	所属機関・団体名等	役 職	氏 名
6	市議会関係	佐久市議会	副議長	三石 義文
7		佐久市議会総務文教委員会	委員長	小林 歳春
8		佐久市議会経済建設委員会	委員長	清水 秀三郎
9		佐久市議会社会委員会	委員長	高柳 博行
10		佐久市議会予算決算委員会	委員長	土屋 啓子
11		佐久市議会スポーツ振興議員連盟	会長	小林 貴幸
12	行政関係	佐久警察署	署長	布施谷 昌
13	学校関係	佐久市校長会	理事長	塚田 直道
14		佐久地区高等学校校長会	長野県佐久平総合 技術高等学校校長	上原 一善
15	スポーツ・ 競技関係	長野県柔道連盟	副会長	勝見 藤一
16		長野県空手道連盟	会長	根橋 寛
17		長野県野球協会	会長	赤尾 正雄
18		長野県軟式野球連盟	会長	赤尾 正雄
19		長野県アーチェリー協会	会長	村上 正之
20		佐久市スポーツ推進審議会	会長	—
21		佐久市スポーツ推進委員会	会長	大塚 寛美
22	産業・ 経済関係	佐久商工会議所	会頭	中川 正人
23		佐久物産振興会	会長	阿部 博隆
24	宿泊・ 観光関係	佐久市観光協会	会長	春原 晃夫
25		佐久市ホテル旅館組合	組合長	清水 秀三郎
26		佐久浅間農業協同組合	代表理事組合長	高柳 利道
27	輸送・ 交通関係	公益社団法人長野県バス協会	東信エリア代表	白鳥 明
28		一般社団法人長野県タクシー協会佐久支部	支部長	両川 博之
29	医療関係	佐久医師会	会長	雨宮 雷太

No.	選出区分	所属機関・団体名等	役 職	氏 名
30	社会団体関係	佐久市区長会	会長	柳澤 本樹
31		社会福祉法人佐久市社会福祉協議会	会長	小林 光男
32	市関係	佐久市総務部	部長	重田 善行
33		佐久市企画部	部長	東城 洋
34		佐久市福祉部	部長	遠藤 修
35		佐久市経済部	部長	中澤 幸二
36		佐久市教育委員会事務局社会教育部	部長	工藤 隆雄

合計 36 名